

規制の事後評価書

法令の名称：輸出貿易管理令の一部を改正する政令
規制の名称：外国為替及び外国貿易法に基づく輸出管理
規制導入時の区分：☐新設 ☐拡充 ☒緩和 ☐廃止
担当部局：貿易経済安全保障局貿易管理部貿易管理課
評価実施時期：令和8年3月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）に基づく輸出管理を適切に実施する観点から、外為法に基づく輸出貿易管理令別表第3の国・地域（いわゆる「グループA国」）に大韓民国を追加し、規制を緩和するもの。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☐想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☐おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

☒想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

☒ 想定を設定していないが、対応の変更は不要

☐ 想定を設定していないが、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 適切な輸出管理制度の運用	事前評価時	— (我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与することができる。)
	事後評価時	我が国が輸出管理制度を適切に運用することにより、外為法の目的である国際的な平和及び安全の維持に寄与する結果となった。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

■ 行政費用

		算出方法と数値
①大韓民国の輸出管理の体制や運用状況のモニタリング	事前評価	— (規制緩和により、企業等への周知、大韓民国における輸出管理の体制及びその運用状況等のモニタリングに係る業務の増加が見込まれるが、これまでの審査業務等で対応可能であり、費用の増加は限定的である。)
	事後評価	規制緩和にかかる企業等への周知や大韓民国における輸出管理体制のモニタリングが発生したが、定常的な業務の中で随時行っており、費用の増加は限定的であった。

■ 規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
—	事前評価時	—
	事後評価時	—

注 1) 当該規制は、大韓民国の輸出管理の体制、制度及び運用の状況等を確認し、当該規制を措置した際の懸念は払拭されたと考えられることから厳格化した規制を緩和した改正であり、顕在化する負担は発生しない。

■ その他の負担

・ 特になし

3 考察

- ・ 当該規制の緩和に伴い発生した費用については、遵守費用、行政費用ともに定量的な算定は困難であるが、いずれも限定的であった。また、事前評価時に意図していなかった影響は生じていない。